

令和6年度財政援助団体等監査報告書

令和6年6月

鳥取市監査委員

目 次

財政援助団体等監査報告書	1
--------------	---

監査の概要

1 鳥取市河原町お城山展望台	5
指定管理者：株式会社 風土資産研究会	
所管部署：経済観光部 観光・ジオパーク推進課	
2 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター及び 鳥取市気高町B & G海洋センター	13
指定管理者：特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ	
所管部署：教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課	

(注) 文中及び各表中の金額は千円単位で表記し、数値は表示単位未満を切捨てとした。
したがって合計と内訳の計が一致しないことがある。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 対象施設

次の3施設の監査を行った。

施設名	指定管理者	所管部署
鳥取市河原町 お城山展望台	株式会社 風土資産研究会	経済観光部 観光・ジオパーク推進課
鳥取市気高町農業者 トレーニングセンター	特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課
鳥取市気高町 B & G海洋センター		

2 対象期間 令和4年度

第3 監査の期間

1 実施期間 令和6年4月8日から6月3日まで

2 説明聴取 令和6年5月30日

3 実地調査 令和6年5月30日

第4 監査の方法

鳥取市監査基準に基づき、指定管理者及び所管部署から関係書類等の提出を求め、これらを通査するとともに次の事項に着眼し、関係書類の確認並びに関係者からの説明の聴取及び実地調査を行う等の方法により実施した。

1 監査の着眼点

(1) 指定管理者

- ①施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
- ②事業の執行は、協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
- ③利用料金の設定等は、適正に行われているか。
- ④会計処理及び出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。
- ⑤利用促進及び利用者サービス向上のための取組は、行われているか。

(2) 所管部署

- ①指定管理者の指定は、公正・適正に行われているか。
- ②協定書・仕様書は、記載すべきものが記載され、適正に締結されているか。
- ③指定管理者が利用料金を定めている場合は、その承認手続は適正に行われているか。
- ④業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。
- ⑤指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

第5 監査の結果

第5-1 鳥取市河原町お城山展望台

1 監査結果

今回の監査の結果、着眼した事項を含む事務の執行状況は、おおむね適正であることを認めた。

改善を要する事項（指摘事項）は後述のとおりであり、必要な措置を講じられることを求めるものである。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、又はその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

(1) 株式会社 風土資産研究会

令和4年度は、前年度に比べ入館者数はわずかに持ち直しているが、新型コロナウイルス感染症及び進入路の崩落に伴う迂回路利用の影響により、コロナ禍以前の令和元年度と比べ66%減となっている。

このような状況の中、各種イベントに取り組みされており、今後も施設の集客増に向けて地域振興や活性化につながる各種イベント企画を実施されたい。

(2) 指定管理者施設所管部署（経済観光部 観光・ジオパーク推進課）

条例や基本協定書等に定められている承認行為等が行われていないものが散見された。所管部署として、基本協定等に定める事項について今一度内容を確認し、指定管理者に対し適切な助言、指導をされたい。

2 改善を要する事項（指摘事項）

(1) 利用料金の決定について（その他） 《指定管理者・所管部署》

利用料金の決定については、「指定管理者が河原町お城山展望台条例に規定する利用料金の範囲内においてあらかじめ鳥取市の承認を得て利用料金を定めるものとする。」と基本協定書に規定されているが、指定管理者は、市の承認を受けずに、条例以上の利用料を徴収し

ていた。関係条例、協定書等を確認し適正に処理されたい。

また、所管部署にあつては、協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。(基本協定書第 27 条)

(2) 再委託について (その他) 《指定管理者・所管部署》

指定管理業務の一部を第三者へ委託する場合、基本協定書では市の承認を受けることが規定されているが、指定管理者は市の承認を受けずに第三者へ委託していた。

また、所管部署は、再委託に関する承認行為等の指導をしていなかった。適切に処理されたい。(基本協定書第 14 条)

(3) 備品管理について (財産) 《指定管理者・所管部署》

備品使用貸借契約について次の事務処理が見られた。指定管理者及び所管部署は、早急に備品を確認し、備品台帳の整備及び適切な契約を締結されたい。(基本協定書第 20 条)

- ①備品使用貸借契約書の別紙備品等一覧に掲載されている備品が、実状と一致していない。
- ②処分された備品があるにもかかわらず、備品等一覧から削除することなく、変更契約がされていない。

第 5 - 2 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター及び鳥取市気高町 B & G 海洋センター

1 監査結果

今回の監査の結果、着眼した事項を含む事務の執行状況は、おおむね適正であることを認めた。

改善を要する事項(指摘事項)は後述のとおりであり、必要な措置を講じられることを求めるものである。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、又はその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

(1) 特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ

指定管理者は、指定管理施設の照明機器の LED 化により費用削減に努めるなど、効果的な施設管理に取り組んでいた。また、指定管理者は、監査対象施設以外に 11 施設を管理しているが、IT ツールを生かし、職員間のコミュニケーションをとり、効率的な管理運営に取り組んでいた。今後も利用促進及び利用者サービス向上のため、効率的かつ効果的な管理運営に努められたい。

(2) 指定管理者施設所管部署 (教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課)

所管部署は、指定管理者を指導する立場であることを踏まえ、基本協定書等に定める事

項が適切に事務処理されるよう指導されたい。また、指定管理者と積極的にコミュニケーションをとり、今後も必要な助言、指導を行うことにより、適正な施設の管理運営となるよう努められたい。

2 改善を要する事項（指摘事項）

（1）休館日について（その他） 《所管部署》

休館日については、鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則で、「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。」と規定されているが、指定管理者から休館日の変更について口頭での協議があった際、所管部署も口頭のみで承認回答し、文書による事務決裁処理及び承認行為を行っていなかった。適切に事務処理されたい。（鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条）

第6 監査意見

この度の監査においては、建物の経年劣化により、大規模な修繕が必要となっているが、その対応が遅れていることが確認された。さらに、同様なことは、他の指定管理者制度導入施設においても少なくないことも確認された。

本市においては、将来に過度な財政負担が残らないよう、鳥取市公共施設の経営基本方針や鳥取市公共施設再配置基本計画などを策定し、公共施設の更新問題に取り組んでいるが、人口減少と少子高齢化は加速を続け、さらにコロナ禍後は、地球温暖化の影響や国際情勢の変化により、様々なもののコスト上昇が著しくなっている。

その中で、適切な施設維持のための財源を確保していくためには、施設の再配置をより積極的に進め、市全体の維持費を縮減する必要がある。

さらに、受益者負担としての利用料や減免基準を点検し、必要に応じて見直しを行い、より適正な負担を求めていくことも必要である。

また、適切な施設の維持が確保されれば、指定管理者の意欲がより高まり、指定管理者制度導入の目的の一つである民間の能力発揮が促進され、利用者サービスが向上する好循環が期待できる。

喫緊する多くの重要施策があり、財政が厳しいことは承知しているが、利用者の安全を確保するため、適切に施設を維持することは施設設置者の義務である。施設の安全性を確保するための施策に積極的に取り組まれたい。

第7 監査の概要

第7-1 鳥取市河原町お城山展望台

1 施設の概要

施設名 鳥取市河原町お城山展望台

設置目的 河原町の歴史・文化・産業・観光などの紹介を通じて、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

根拠条例 鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例

所在地 鳥取市河原町谷一木 1011

開設年月 平成6年9月

施設概要

敷地面積 2,900 m²

延床面積 794.44 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造3層4階建て

施設内容 展示室、展望室、事務室

休館日及び開館時間

休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その直後の休日でない日）

開館時間 4月から9月まで 午前9時30分から午後6時まで
（土曜日は、午前9時30分から午後7時まで）

10月から3月まで 午前9時30分から午後5時まで

2 指定管理者の選定及び基本協定等

(1) 指定管理者制度の導入 平成18年度

(2) 選定の方法

河原町中央公園と併せた2施設を一括して管理及び運営する事業者を公募し、指定管理者選考委員会の審査を経て、指定管理者候補として選定し、議会の議決に基づき指定管理者に指定した。

(3) 基本協定等の内容

基本協定、令和4年度の年度協定、業務仕様書の主な内容は、次のとおりである。

ア 基本協定

(ア) 指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(イ) 管理業務の範囲	<p>○河原町お城山展望台及び河原町中央公園の利用の許可及び必要な利用の制限に関する業務</p> <p>○河原町お城山展望台の施設及び河原町中央公園の設備の維持管理に関する業務</p> <p>○河原町お城山展望台及び河原町中央公園の運営に関する業務</p> <p>○上記のほか、河原町お城山展望台及び河原町中央公園の管理上、鳥取市が必要と認める業務</p>
(ウ) 利用の許可	条例規則等に従い、適切に行わなければならない。
(エ) 提案事業	提案事業計画書を提出し、事前に市の承認を受けること。
(オ) その他の収入の取扱	指定管理者は管理業務に付随して発生する収入（自動販売機設置手数料）及び提案事業による収入を指定管理者の収入として収受することができる。
(カ) 再委託の禁止	<p>指定管理者は、管理業務を第三者に委託してはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ鳥取市の承認を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。</p>
(キ) 修繕	<p>事前に市と協議し、市の承認を得た上で実施すること。</p> <p>指定管理料で支払う修繕費は年度協定で定め、修繕費に剰余が生じた場合は、年度協定で定める額を市へ返納すること。</p>
(ク) 備品等	指定管理者と備品管理契約を締結するものとする。
(ケ) 事業計画書	指定管理者は、2月末日までに翌年度に係る事業計画書を市へ提出すること。市はその内容を審査し、必要な指示を行うことができる。
(コ) 業務報告等	指定管理者は、毎月の利用状況、実施した事業の内容及び実績、苦情及びその対応内容等について、業務報告書を作成し、翌月10日までに市に提出すること。

(サ) 事業報告等	指定管理者は、毎年の管理業務の実施状況、利用者数及び収入実績、管理業務に係る収支及び予算の状況等について、事業報告書を作成し、毎年度終了後 30 日以内に市へ提出すること。
(シ) 業務実施状況の確認と改善指示	市は、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認のうえ、必要に応じて指定管理者に対して業務の改善を指示する。 指定管理者は、業務の改善指示を受けた場合、速やかに応じること。
(ス) 満足度調査	管理業務の実施に係る利用者等の意見、要望等について、年 12 回以上満足度調査を実施し、その結果と対応策を市に報告するとともに、的確に管理業務に反映すること。
(セ) 利用料金に関すること	利用料金は、条例に規定する利用料金の範囲内で、事前に市の承認を受け、指定管理者が定め、指定管理者の収入とすること。
(ソ) 指定管理料	管理業務実施の対価として支払う指定管理料は、年度協定に定める。
(タ) 剰余金	指定管理者は、業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いを市と協議すること。

イ 年度協定

(ア) 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・河原町お城山展望台及び河原町中央公園の施設・設備の維持管理及び運営に関する業務 ・河原町お城山展望台及び河原町中央公園の利用の許可及び利用の制限に関する業務 ・その他河原町お城山展望台及び河原町中央公園の運営に関する業務 ・その他業務 <p>事業計画書、事業報告書等の作成、提出</p> <p>自己評価の実施</p> <p>指定期間終了にあたっての引継事項</p>
----------	--

(イ) 指定管理料	20,850 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
(ウ) 修繕費	<p>上記指定管理料のうち 593 千円（消費税及び地方消費税を含む。）。</p> <p>10 千円以上の剰余が生じた場合、剰余金全額を鳥取市が指定する方法により、年度決算終了後に速やかに納付すること。</p>

ウ 業務仕様書

(ア) 運営業務	<p>他の様々な観光資源や地域住民と連携を図りながら、地域文化の発信と観光振興事業を行い、サービスを提供すること。</p> <p>イベントや展示を通じて、地域住民から協力が得られるよう連携し、河原町お城山展望台を運営すること。</p> <p>利用状況や実施した事業の内容及び実績等に係る業務報告書を作成し、毎月終了後 10 日以内に提出すること。</p> <p>管理業務の実施状況、利用者数及び収入の実績、収支状況等について事業報告書を作成し、毎年度終了後 30 日以内に提出すること。</p> <p>本市から河原町お城山展望台の管理運営及び現状等に関する調査または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的に対応すること。</p> <p>事故や災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。</p> <p>指定管理者の帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。</p> <p>施設を管理運営する上で知り得た個人情報については最大限の注意をもって保護し、漏洩を防止すること。</p> <p>鳥取市情報公開条例の趣旨にのっとり、保有する情報であって公の施設の管理に関するものの開示について必要な措置を講ずるよう努めること。</p>
----------	---

	<p>防火管理者については、選任届出を本市に提出することとは別に、消防計画、防火管理者選任届出及び防火管理者資格を消防署に提出しなければならない。</p> <p>泥酔者等の場合には、利用させず、また、退場させることができる。</p> <p>拾得物は拾得物台帳を作成し、原則として所管の警察署へ届け出ること。明らかに廃棄物であると判断されるものについては、一定期間保管した後処分すること。</p> <p>身体障がい者が利用する場合において、原則として身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。</p>
(イ) 利用促進業務	<p>地域文化と観光振興に資するとともに、利用者増加につながる事業を実施すること。</p> <p>パンフレット及び料金表等の作成及び配布など、施設の利用促進に効果的な宣伝広報を実施すること。</p> <p>指定管理者は、各種団体等への誘致活動の実施や旅行会社との連携等による利用者誘致策を講じ集客力向上に努めること。</p> <p>鳥取市及び施設近隣地域の魅力を再発見、発信し、多くの観光客に魅力を感じ取ってもらえるようにすること。</p> <p>利用者に対して満足度調査を実施し、意見を把握及び記録すること。</p> <p>河原地域や近隣にある各種団体や施設等との積極的な連携、河原町あゆ祭及びお茶会・月見会など地域で行われる行事等へ積極的に参加し、利用人数増加に努めること。</p>
(ウ) 維持業務	<p>常に施設を清潔かつ正常に維持すること。燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理、補充を行うこと。</p> <p>施設、設備を適正に管理するため、塗装、漏水、ガラス破損等簡易な修繕を行うこと。</p> <p>警報など荒天が予想される場合は、事前に施設設備等の安全確保を行うこと。</p>

	敷地内の不法占用を防ぐため、状況を把握し、異常があった場合は随時本市に報告すること。
(エ) その他	<p>・法令遵守</p> <p>地方自治法及び地方自治法施行令、鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例及び鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例施行規則、鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例、鳥取市会計規則、消防法、水道法、鳥取市個人情報保護条例、鳥取市情報公開条例、労働基準法、労働安全衛生法、その他管理運営に適用される法令等</p>

3 管理の概要

(1) 組織

株式会社 風土資産研究会

代表者 1 人、事務局長 1 人、スタッフ（正社員） 2 人、（パート） 1 人

当施設の職員配置は、次のとおりである。

館長 1 人（常勤）、正社員 2 人（常勤）、パートスタッフ（1～2 人）

(2) 事業の実施状況

基本・年度協定書及び業務仕様書に則した公共サービス、施設の維持管理の実施のほか、特別展示、かわはら町春フェス in 河原城、かわはら七夕まつり、ジオ・トレッキング等の提案事業を実施していた。

なお、一部の事業については天候不順や新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていた。

(3) 所管部署の指導監督

基本協定書に基づき、毎月の業務報告、年度終了後の事業報告書、満足度調査の実施結果及び対応策の確認、モニタリング調査の実施による事業評価を行うなど、施設管理の状況、利用者の反応等の把握に努め、適宜、協議・指導を行っていたが、協定書等に記載されている承認行為が必要な書類等の提出について指導されていないものがあった。

(4) 収支の状況

ア 収入

(単位:千円)

収入区分	収入済額	説明
指定管理料	20,850	物価高騰支援金 624千円を含む。
入館料	794	
物品販売売上	330	自主収益事業
その他	115	自動販売機手数料
合計	22,091	

入館料、物品販売売上収入について関係書類を調査したところ適正に処理されていた。

イ 支出

(単位:千円)

支出区分	支出済額	説明
人件費	10,128	役員報酬、給与手当、法定福利費
管理運営費	7,694	光熱水費、修繕費、一般管理費
自主事業費	2,949	普及啓発費
合計	20,772	

対象施設の支出済額の主なものは、次のとおりである。

(ア) 人件費 10,128千円は、職員給与等である。

(イ) 管理運営費 7,694千円は、光熱水費、修繕費、委託料等である。

(ウ) 自主事業費 2,949千円は、普及啓発費、商品仕入れ等である。

支出について、一部抽出し、契約書、報告書、支出伝票、元帳等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

ウ 単年度収支の状況

指定管理業務に係る単年度収支の状況は下表のとおりである。

(単位:千円)

収入済額 (A)	支出済額 (B)	差引収支差額 (A) - (B)
22,091	20,772	1,318

(5) 施設等利用状況

当施設の利用状況は、次のとおりである。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）	308	308	309
利用者数（人）	4,322	5,331	5,824
利用料金（千円）	620	795	879

(6) 施設維持管理等の状況

ア 施設内外の管理状況

施設内外の状況について確認したところ、清掃・整理整頓がされ、良好に管理されていた。また、協定書等に定める設備保守点検等について、各点検結果報告書等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

イ 物品等の管理

市所有の備品は、備品管理契約に基づき、おおむね適正に使用、管理されていた。

ウ 施設の目的外使用

指定管理施設における職員の駐車場使用料、自動販売機の設置について、行政財産使用許可申請書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

エ 満足度調査

基本協定書に基づく満足度調査を来館者のアンケートで行っており、積極的に利用者の要望等の把握に努め、その結果をウェブサイトで公開していた。

オ 事業評価（モニタリング）

事業評価（モニタリング）について確認したところ、令和4年度の事業評価は、求める管理水準が適切に実施されていると所管部署は評価していた。

第7-2 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター及び鳥取市気高町B&G海洋センター

1 施設の概要

(1) 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター

設置目的 農林漁業者の保健体育の向上と地域連帯感の醸成を図るため。

根拠条例 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例

所在地 鳥取市気高町浜村 233 番地 2

開設年月 昭和 58 年 9 月

施設概要

敷地面積 6,037.93 m²

延床面積 1,946 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

施設内容 1階 体育館 952 m²、事務室、研修室、健康管理室、更衣室（男女）、
器具庫、トイレ3カ所、機械室、給湯室

2階 観覧席：固定席 196 人

駐車場 乗用車 30 台程度

休館日及び開館時間

休館日 祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 鳥取市気高町B&G海洋センター

設置目的 市民の体育振興と健康の増進を図るため。

根拠条例 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例

所在地 鳥取市気高町浜村 590 番地

開設年月 昭和 60 年 6 月

施設概要

敷地面積 959 m²

施設内容 プール（25m×13m 6コース 鉄筋コンクリート）

補助プール（6m×10m 鉄筋コンクリート）

事務室、更衣室（男女）、便所（男女）、機械室

休館日及び開館時間

休館日 月曜日、9月1日から6月15日までの日

開館時間 午前10時から午後7時まで

2 指定管理者の選定及び基本協定等

(1) 指定管理者制度の導入 平成 30 年 4 月

(2) 選定の方法

鳥取市気高町勤労者体育センターほか 12 施設を一括して管理及び運営する業務について公募し、指定管理者選考委員会の審査を経て、指定管理者候補として選定し、議会の議決に基づき指定管理者に指定した。

(3) 基本協定等の内容

基本協定、令和 4 年度の年度協定及び業務仕様の主な内容は、次のとおりである。

ア 基本協定

(ア) 指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(イ) 管理業務の範囲	○体育センター等の利用の許可及び必要な利用の制限に関する業務 ○体育センター等の施設及び設備の維持管理に関する業務 ○体育センター等の備品及び環境維持に関する業務等
(ウ) 管理業務実施条件	体育センター等の開館時間、休業日は設置及び管理に関する条例施行規則の規定に従うものとする。
(エ) 利用の許可	条例、規則等に従い、適切に行わなければならない。また、管理業務を開始する前に、市の承諾を得て管理業務を実施するために必要な審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、適当な方法により公にしなければならない。
(オ) 自主事業	指定管理者が管理業務範囲外の自主事業を実施する場合、提案事業計画書を提出し、事前に市の承認を受けなければならない。
(カ) 再委託の禁止	管理業務を第三者に委託してはならない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市の承認を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。
(キ) 修繕	指定管理者が修繕等をする場合、事前に市と協議し、市の承認を得たうえで実施するものとする。 指定管理料で支払う修繕費は年度協定で定める。
(ク) 備品等	別途備品管理契約を締結するものとする。

(ケ) 事業計画書	指定管理者は、2月末日までに翌年度に係る事業計画書を市へ提出すること。市はその内容を審査し、必要な指示を行うことができる。
(コ) 業務報告等	指定管理者は、利用状況、実施した事業の内容及び実績、苦情及びその対応内容等について記載した業務報告書を、毎月終了後10日以内に市に提出すること。
(サ) 事業報告等	指定管理者は、管理業務の実施状況、利用者数及び収入の実績、管理業務に係る収支の状況等を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に市に提出すること。
(シ) 業務実施状況の確認と改善指示	市は、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認のうえ、必要に応じて指定管理者に対して業務の改善を指示する。指定管理者は、業務の改善指示を受けた場合、速やかに応じなければならない。
(ス) 満足度調査	指定管理者は、管理業務の実施に係る利用者及び市民等の意見、要望等について、年2回以上満足度調査を実施し、その結果と対応策を市に報告するとともに的確に管理業務に反映するよう努めなければならない。
(セ) 利用料金	利用料金は、条例に規定する利用料金の範囲内で、市の承認を受け、指定管理者が定める。利用料金を改定するときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。 利用料金は指定管理者の収入として収受すること。
(ソ) 指定管理料	管理業務実施の対価として支払う指定管理料は、年度協定に定める。
(タ) 剰余金	指定管理者は、業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いを市と協議すること。

イ 年度協定

(ア) 業務内容	業務仕様書に基づくものとする。
(イ) 指定管理料	47,797千円（消費税及び地方消費税を含む。）
(ウ) 修繕費	上記指定管理料のうち2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）。

	10千円以上の剰余が生じた場合、剰余金全額を決算終了後速やかに市へ納付すること。
--	--

ウ 業務仕様

(ア) 基本的な考え方	施設の設置目的を踏まえ、条例等に定める基本理念に基づき運営管理を行うこと。
(イ) 施設の運営に関する業務	施設の利用申込みの受付及び利用予約の調整、利用料徴収及び帳簿作成、鍵の保管等業務を行うこと。
(ウ) 施設の維持管理に関する業務	建築物及び建築設備・備品の保守管理、施設管理業務、清掃業務等を行い、適正な維持管理を行うこと。
(エ) 職員の配置	統括責任者1人、気高町地域及び青谷町地域それぞれに職員を配置すること。B&G海洋センターにB&G指導員を1人以上配置すること。

3 管理の概要

(1) 組織

特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ

代表理事1人 副代表理事1人 理事2人 監事1人 職員数21人

施設運営の職員配置

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター（施設長1人 日勤職員1人 夜警4人）

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター（施設長1人 日勤職員1人 夜警6人）

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター（施設長1人 パート2人 夜警4人）

(2) 事業の実施状況

基本協定、年度協定及び業務仕様に基づき、施設の維持管理及び使用の許可等に関する業務を実施していた。また、13施設の指定管理者として幅広い年代向けのヨガ教室やダンス教室、陸上教室、野球大会等の事業を実施し、地域住民の利用促進、スポーツの普及に努めていた。

(3) 所管部署の指導監督

基本協定に基づく、毎月の業務報告書、年度終了後の事業報告書、満足度調査の実施結果及び対応策の確認、モニタリング調査の実施による事業評価を行うなど、施設管理の状況、利用者の反応等の把握に努めていたが、一部事務に滞りが見られた。なお、業務報告書

は、自主事業の実績内容・苦情等の内容が含まれていた。

(4) 収支の状況

ア 収入

(単位:千円)

収入区分	収入済額	説明
指定管理料	47,797	
利用料収入	2,866	
自販機手数料	654	
その他収入	6	コピー代等
合計	51,325	

※13 施設を一括で指定管理しているため、対象施設以外の施設分も含む。

対象施設の収入済額の主なものは、次のとおりである。

(ア) 利用料収入

①鳥取市気高町農業者トレーニングセンター 820 千円

②鳥取市気高町B&G海洋センター 19 千円

利用料収入について、利用許可申請書・減免申請書、利用料の保管状況を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

イ 支出

(単位:千円)

支出区分	支出済額	説明
人件費	31,014	給料、福利厚生費等
事業費	19,495	修繕費、水道光熱費、租税公課等
合計	50,510	

※13 施設を一括で指定管理しているため、対象施設以外の施設分も含む。

対象施設の支出済額の主なものは、次のとおりである。

(ア) 事業費 19,495 千円は、修繕費 2,005 千円、水道光熱費 9,006 千円、租税公課 3,121 千円、委託外注費 1,872 千円等である。

(イ) 修繕費 2,005 千円の内、気高町農業者トレーニングセンターのエアコン、誘導灯の修繕に 206 千円 同じく軒天、バトミントン用床の修繕(公費負担)に 508 千円

支出について、一部抽出し、支出伝票等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

ウ 単年度収支の状況

指定管理業務に係る単年度収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

収入済額 (A)	支出済額 (B)	差引収支差額 (A) - (B)
51,325	50,510	815

※13 施設を一括で指定管理しているため、対象施設以外の施設分も含む。

(5) 施設等利用状況

当施設の利用状況は、次のとおりである。

ア 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数 (日)	344	344	288
利用件数 (件)	923	1,009	828
利用件数 (人)	15,404	15,579	13,330
利用料金 (千円)	645	820	616

※令和5年度は、令和6年1月末までの数値

イ 鳥取市気高町B&G海洋センター

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数 (日)	44	48	47
利用件数 (件)	446	753	738
利用件数 (人)	1,901	2,265	2,795
利用料金 (千円)	12	19	16

※令和5年度は、令和6年1月末までの数値

(6) 施設維持管理等の状況

ア 施設内外の管理状況

施設内外全般の状況について確認したところ、清掃・整理整頓がされ、良好に管理されていた。また、協定書等に定める設備保守点検等について、各点検結果報告書等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

イ 安全対策

業務仕様書に規定する緊急時連絡網・事故対応マニュアル・災害等対応マニュアルを作成し、適切に施設内に掲示等していた。

ウ 施設利用に係る処理

施設利用について、指定管理者は基本協定書に基づく審査基準、処分基準を定めておらず市も承認手続を怠っていた。施設利用についての関係書類（利用申込書、減免申請書等）を一部抽出して確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

エ 物品等の管理

市所有の備品は、備品管理契約に基づき、適正に使用、管理されていた。

オ 施設の目的外使用

指定管理施設における自動販売機の設置、駐車場使用について、行政財産使用許可申請書、使用料減免申請書等関係書類を通査したところ、当該年度は処理していなかった。

カ 満足度調査

基本協定書に基づく年2回の満足度調査を実施しており、積極的に利用者の要望等の把握に努め、その結果と対応策を市に報告するとともに、適確に管理業務に反映するよう努めていた。

キ 事業評価（モニタリング）

令和4年度の事業評価（モニタリング）は、公共サービス及び施設の維持管理の実施状況、施設の経営状況、法令等の順守状況、施設運営に関する情報の公開、リスク管理の状況のいずれも求める管理水準が適切に実施されていると担当部署は評価していた。